

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：畜産業費 目：家畜保健衛生費

事業名 死亡牛BSE検査推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 家畜防疫対策課 防疫指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2886)

E-mail：c11449@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,612 千円 (前年度予算額：1,795 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 1,795 | 897 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 898 |
| 要求額 | 1,612 | 806 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 806 |
| 決定額 | 1,612 | 806 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 806 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・国内での牛海綿状脳症 (BSE) の発生を契機に、家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法等により、平成15年度から24か月齢以上の死亡牛及び家畜防疫員が必要と認めた牛等の検査が義務化された。
- ・後に法施行規則の改正に伴い、死亡牛の検査対象月齢は、平成27年度から48か月齢以上、平成31年度から96か月齢以上に引き上げられているが、県内の清浄性確認のためにも必要な検査であることから、BSEの検査を継続して実施する必要がある。

(2) 事業内容

- ・家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、96ヶ月齢以上の死亡牛等を対象に、検査材料の採取及びBSEの検査を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県：1/2、国：1/2 (消費・安全対策交付金)

(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|------------|
| 需用費 | 1,612 | 検査用消耗品、燃料費 |
| 合計 | 1,612 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 「清流の国ぎふ」創生総合戦略（R1～5）
 - 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2)安らかに暮らせる地域
 - ④災害と危機事案に強い岐阜県づくり
- ・ 新「ぎふ農業・農村基本計画」（R3～7）
 - (2) 安心して身近な「ぎふの食」づくり
 - ④家畜伝染病に対応できる畜産産地づくり

事業評価調査書（県単独補助金除く）

| | |
|-------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> | 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 BSE検査の推進により発生予防対策の有効性の確認及び迅速かつ的確な防疫措置によるまん延防止及び安心・安全な畜産物の供給を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R2年度 実績 | R3年度 目標 | R4年度 目標 | 終期目標 (R) | 達成率 |
|-----|--------------|------------|------------|------------|-------------|-----|
| | | | | | | % |
| ① | | | | | | % |
| ② | | | | | | % |

○指標を設定することができない場合の理由

家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づくBSE検査の実施が目的であるため、数値により目標を設定することは適さない。

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|--|
| 令和2年度 | ・取組内容と成果を記載してください。 96ヶ月齢以上の死亡牛等を対象に全頭検査を実施した。 BSE検査の推進により、県内の発生予防対策の有効性が確認でき、県内産畜産物の安心・安全に資することができた。 |
| 令和3年度 | 令和5年度当初予算にて追加 <hr/> 指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__% |
| 令和4年度 | 令和6年度当初予算にて追加 <hr/> 指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__% |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| <p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p> | |
| (評価) 2 | 家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき実施が必要な死亡牛のBSE検査である。 |
| <p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p> | |
| (評価) 2 | 県内の発生予防対策の有効性を確認でき、県内産畜産物の安心・安全に資することができた。 |
| <p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p> | |
| (評価) 2 | 焼却処理頻度を下げて燃料費の削減を図りながらも、事業の有効性を保っている。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| <p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>平成25年5月、日本は国際獣疫事務局より最高ランクである「無視できるBSEリスクの国」に認定されたところであるが、今後も、安全・安心な畜産物を供給するために適切な家畜の生産がされていることの確認のため、検査が必要である。</p> |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>引き続き、家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、96ヶ月齢以上の死亡牛等のBSE検査を実施していく。</p> |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|-------------------------------|-------|
| <p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p> | 【〇〇課】 |
| <p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p> | |